

に、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

(管理費の精算)

第9条 甲は年度終了後に前年度の管理費の確定額を乙に通知し、相互に精算するものとする。

(不用物件等)

第10条 共同施設に属する物件で、不用となったもの又は共同施設から生じた収入金については、甲と乙が第4条に規定する持分の割合により配分するものとする。

(損害賠償の費用)

第11条 共同施設の設置又は、管理が原因となって第三者に損害を与えた場合における損害の賠償に应ずべき額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項の規定による損害の賠償に要する費用については、甲と乙が第4条に規定する持分の割合により負担するものとする。ただし、その原因がもっぱら甲又は乙いずれかの責任に帰するものであるときは、その原因者が責を負うものとする。

(事故の連絡)

第12条 共同施設の管理については、上水道に影響を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、甲は直ちに乙へ連絡するものとする。

(業務運営上の協力)

第13条 甲及び乙は、共同施設の運営の万全を期するため必要な措置を行い、相互に協力するものとする。

(協定外の事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたとき、又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成5年4月1日から効力を発するものとする。

## 附 記

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成5年3月29日

甲 河川管理者

長野県知事

吉村午良

乙 水道用水供給事業者

上伊那広域水道用水企業団

企業長

原久夫

